26㈱～29㈱　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

30㈱　児童扶養手当支給者数は、令和三年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第八号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

31㈱　［略］

32㈱　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和四年十月分として厚生労働省が通知した「市の数とする。

34㈱～37㈱　［同上］

38㈱　児童数（３歳未満）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「３歳未満」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

39㈱　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「３歳以上小学校修了前うち第一子、第二子」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

40㈱　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

41㈱　児童数（中学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

42㈱　児童扶養手当支給者数は、令和二年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

43㈱　［同上］

44㈱　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和三年十月分として厚生労働省が通知した「市